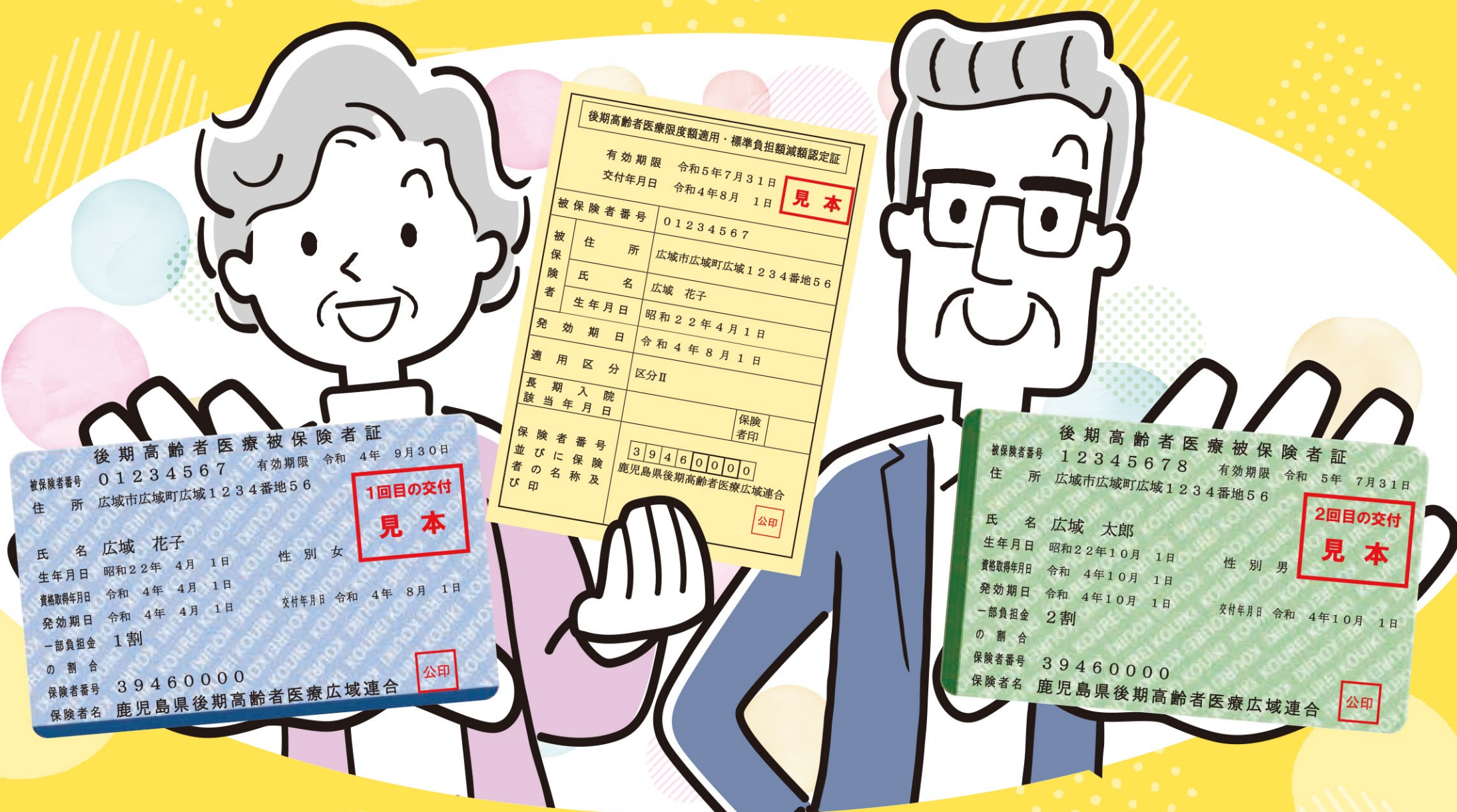


後期高齢者医療の被保険者の皆様へ 窓口負担割合の見直しに伴い **令和4年度の保険証は 2回に分けて交付されます!**

1回目の交付時期は7月中で、有効期限は令和4年9月30日(紺色の保険証)
2回目の交付時期は9月中で、有効期限は令和5年7月31日(緑色の保険証)

新しい保険証はお住まいの市町村から交付されます。
有効期限切れの保険証は、速やかに破棄してください。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」 及び「限度額適用認定証」も更新されます。

※現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちで、令和4年8月1日以降も引き続き交付の対象となる方へは、保険証と一緒に新たな証をお届けします。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」について、新規で交付を希望される方は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課へお問い合わせください。

お問合せ

お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課

または、鹿児島県後期高齢者医療広域連合
電話 **099-206-1329**